みのりつくしこども園登園許可証明書

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるように、下記の感染症にかかった場合には登園許可証明書を医師に記入していただき、ご提出をお願いします。

施設名　　みのりつくしこども園

氏　名　　年　　月　　日生

該当疾患に〇	疾　患　名	登園停止期間の基準 ＊下記の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱） アデノウィルス感染症	主症状が消え２日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症疾患（　　）	

上記の疾患で、　　年　　月　　日から療養中のところ、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断したので、　　年　　月　　日より登園してよいことを証明します。

年　　月　　日　　医療機関名

医　師　名　　㊞